

第4次名張市人権施策基本計画【概要版】

1. 計画策定の趣旨

国における人権関連法の制定や改正、三重県における「差別解消条例」の制定など、人権を取り巻く社会情勢に変化が見られ、加えて2023（令和5）年に「新・理想郷プラン」に代わる新しい名張市総合計画「なばり新時代戦略」がスタートしました。

こうした状況を踏まえ、予定を1年前倒しして、2025（令和7）年度を初年度とする第4次名張市人権施策基本計画（以下「基本計画」といいます。）を策定します。

2. 基本計画の基本理念

「なばり新時代戦略」が目指す人権尊重のまちの実現に向けて、全ての分野において一人一人が互いの個性や価値観の違いを認め合い、誰もが自己決定や自己実現を妨げられることなく、共に支え合い、助け合いながら、自分らしく生き生きと暮らせるよう、差別をなくす取組を進めるため、基本計画の基本理念を「あらゆる差別を解消し、一人一人の多様性が尊重され、互いに認め合い、支え合う、誰一人取り残されることのない共生社会の実現」とします。

3. 基本計画の性格と期間

（1）基本計画の性格

基本計画は、「なばり新時代戦略」に定める人権が尊重されるまちづくりの方針を総合的、計画的かつ具体的に推進するために、中長期的な視点に立った人権施策の基本的な方向を示すものです。また、様々な個別の人権課題の解決に向け、適切な施策を推進するための指針でもあり、本市が策定している各行政分野別計画との整合性を図りました。

また、基本計画は、市民や企業、各種団体と協働し実施するためのガイドラインでもあり、市民生活や企業・団体等の活動の中で、一人一人が人権尊重の考え方を踏まえ、自主的に協力し合って取り組むように働き掛けを行っていきます。

さらに、国連において採択されたSDGsの視点を踏まえた経済・社会・環境をめぐる広範な課題への総合的な取組を進めることが求められていることから、基本計画に基づき人権を大切にする施策を着実に推進することで、SDGsの目標達成に貢献するものとしします。

(2) 基本計画の期間

基本計画の期間は、2025（令和7）年度から「なばり新時代戦略」の最終年度である2032（令和14）年度までの8年間とします。

4. 基本計画の体系

基本理念

あらゆる差別を解消し、一人一人の多様性が尊重され、
互いに認め合い、支え合う、
誰一人取り残されることのない共生社会の実現

基本方針

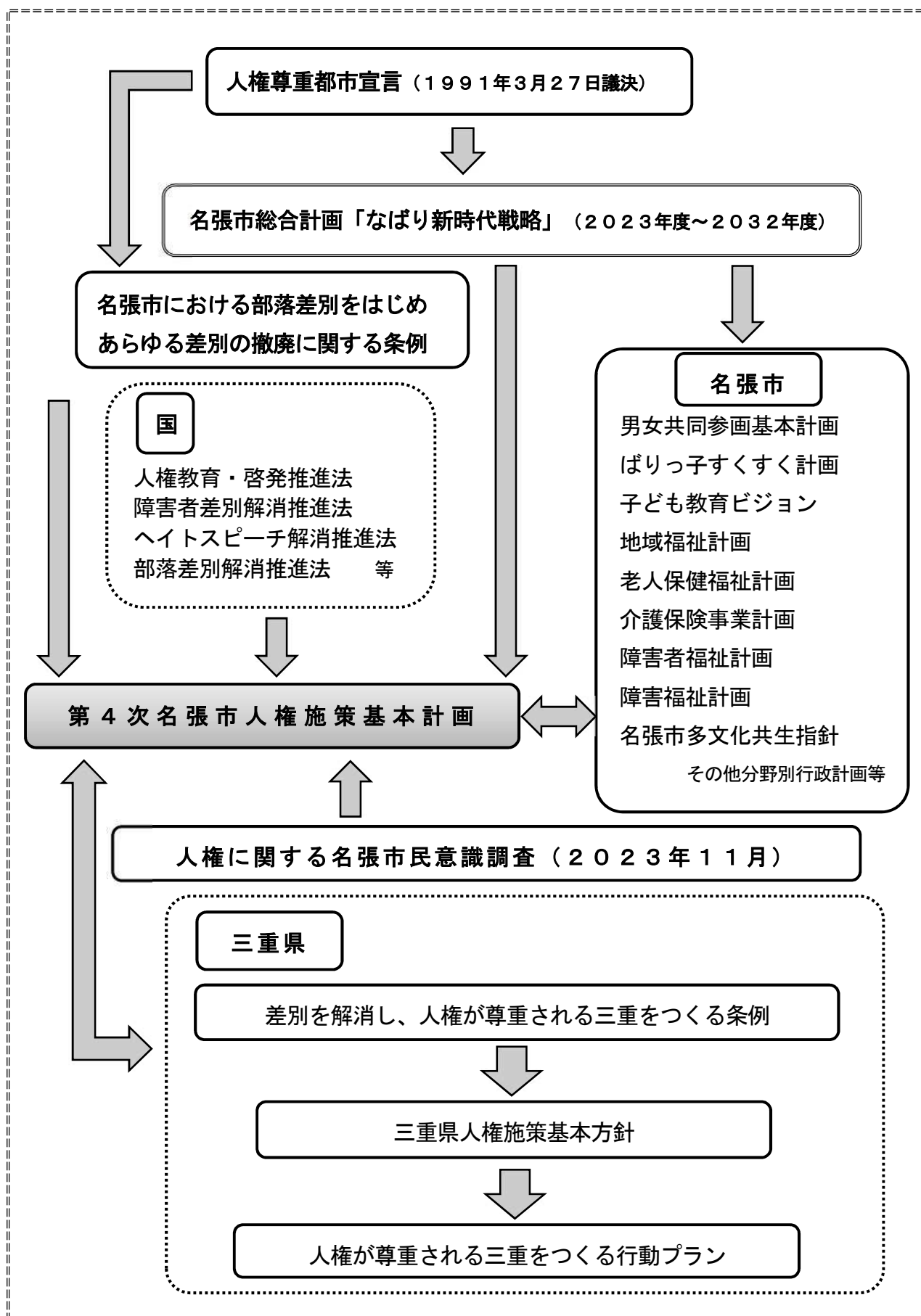
- (1) 人権尊重の意識づくり
- (2) 人権尊重を基盤に据えた行政の推進
- (3) 人権擁護の支援体制づくり
- (4) 協働による人権尊重のまちづくり

施策体系

横断的 施策	(1) 人権教育の推進
	(2) 人権啓発の推進
	(3) 相談支援体制の充実
	(4) 関係機関等との連携・協調による取組の推進

↑↓

分野別施策	
(1) 部落問題	(2) 子どもの人権
(3) 女性の人権	(4) 障害者の人権
(5) 高齢者の人権	(6) 外国人の人権
(7) 感染症・難病患者等の人権	(8) 性的指向・性自認
(9) インターネット上の人権	(10) ハラスメント
(11) 様々な人権課題	



5. 基本計画で取り組むべき課題

次の各項目を基本計画で取り組むべき課題として、取組の柱に位置付けます。

- (1) 市民の様々な人権問題に対する正しい理解の促進
- (2) 人権に関する効果的な情報提供
- (3) 人権問題に関する相談支援体制の整備と市民への周知
- (4) 様々な主体との協働による人権尊重のまちづくり
- (5) 各分野の行政計画の人権の視点からの捉え直し
- (6) 新たな人権課題への対応
- (7) 人権に関する学習活動やイベントへの市民参加の促進

6. 横断的施策

横断的施策の方向・内容は次のとおりです。

- (1) 人権教育の推進
 - ①家庭における人権教育の推進
 - ②就学前教育及び学校教育における人権教育の推進
 - ③社会教育・地域における人権教育の推進
- (2) 人権啓発の推進
 - ①条例などの普及・啓発
 - ②人権啓発行事の開催
 - ③企業（職場・職域）への啓発の推進
 - ④市職員・教職員に対する研修の推進
 - ⑤地域交流による人権啓発の推進
 - ⑥様々な媒体を活用した人権啓発の推進
- (3) 相談支援体制の充実
 - ①人権侵害事象への対応
 - ②相談機関・窓口の連係と市民への周知
 - ③相談体制の充実
 - ④相談員の資質向上
- (4) 関係機関等との連携・協調による取組の推進
 - ①地域づくり組織のまちづくり事業に人権の視点
 - ②地域活動拠点の活用
 - ③中学校区別人権教育推進協議会の取組支援
 - ④県立学校別人権教育推進協議会との連携
 - ⑤名張市人権センターとの連携

7. 分野別施策

分野別施策の方向・内容は次のとおりです。

(1) 部落問題

- ①部落差別解消推進に向けた施策の推進
- ②研修会・学習会・啓発行事の実施
- ③学校などにおける部落問題に関する人権教育の充実
- ④地域・職域における部落問題に関する学習機会の充実
- ⑤隣保館等（隣保館・児童館・教育集会所）機能の充実
- ⑥相談体制の充実
- ⑦関係機関・団体との連携・協働

(2) 子どもの人権

- ①子どもの人権に関する啓発
- ②子どもの権利擁護
- ③総合的で切れ目のない子育て支援
- ④子どもの貧困対策
- ⑤学校教育の充実
- ⑥子どもの安全な居場所づくり
- ⑦相談支援体制の充実
- ⑧不登校児童生徒及び保護者への支援

(3) 女性の人権

- ①男女共同参画の推進
- ②市の政策・施策決定の場への女性の参画
- ③子育て支援の充実
- ④女性の人権擁護（相談支援体制の充実）
- ⑤女性の労働環境の整備

(4) 障害者の人権

- ①障害者の人権に関する啓発
- ②虐待防止と権利擁護
- ③相談支援体制の充実
- ④社会参加・交流の促進
- ⑤特別支援教育の充実
- ⑥福祉のまちづくりの推進
- ⑦障害者雇用の促進・自立支援
- ⑧福祉サービスの充実と利用援助
- ⑨災害時支援体制の整備

(5) 高齢者の人権

- ①高齢者の人権に関する啓発
- ②虐待防止と権利擁護
- ③相談支援体制の充実
- ④介護サービスの充実
- ⑤福祉のまちづくりの推進
- ⑥社会活動への参画促進
- ⑦雇用・就労機会の拡大
- ⑧健康づくり・介護予防の推進
- ⑨災害時支援体制の整備

(6) 外国人の人権

- ①多文化共生社会の構築
- ②外国人の人権に関する啓発
- ③相談支援体制の充実
- ④学校教育における支援と国際理解教育の推進
- ⑤参加・交流事業への支援
- ⑥適正雇用と適正就労の確保

(7) 感染症・難病患者等の人権

- ①感染症・難病等に関する正しい知識の普及啓発
- ②適切な医療に関する情報提供
- ③相談支援体制の充実

(8) 性的指向・性自認

- ①性的指向・性自認に関する啓発
- ②学校教育における配慮と正しい理解の促進
- ③市職員に対する研修
- ④相談支援体制の整備

(9) インターネット上の人権

- ①インターネット上の人権に関する啓発
- ②学校教育における情報モラル教育の推進
- ③インターネット上の人権侵害書き込みモニタリング
- ④市職員・教職員に対する研修
- ⑤相談体制の充実

(10) ハラスメント

- ①ハラスメントに関する啓発
- ②市職員・教職員に対する研修

③企業におけるハラスメント防止活動への支援

④相談支援体制の充実

(1 1) 様々な人権課題（犯罪被害者等の人権、刑を終えて出所した人の人権、アイヌの人々の人権、ホームレスの人々の人権、北朝鮮当局による拉致問題、災害と人権）

①様々な人権課題に関する啓発

②相談支援体制の整備

8. 人権施策推進体制

(1) 人権施策の推進体制

名張市人権推進本部を中心として関連部署相互の緊密な連携の下、人権施策を総合的かつ計画的に推進し、人権尊重を基本とした行政運営に取り組みます。

(2) 国、県、関係機関・団体等との連携

多様な主体と協働して推進するため、市民や人権に関わる市民団体、事業者等との連携を強化します。

また、国や県、近隣自治体との連携強化を図り、情報収集、情報交換、人権施策の事例研究などを行います。

(3) 人権施策の進行管理

行政評価制度と連動しながら名張市人権推進本部において人権施策の進捗状況を把握し、定期的に名張市差別撤廃審議会へ報告します。

名張市差別撤廃審議会は、定期的にこの計画の推進に関し必要な事項について調査、審議するとともに、人権施策の進捗状況の確認、評価などを行います。